

大口町地域子育て支援拠点事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業（以下「子育て支援拠点事業」という。）の実施に関し、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施場所)

第2条 子育て支援拠点事業の実施場所は、次のとおりとする。

名称	所在地
大口南児童センター	大口町御供所三丁目258番地
大口北児童センター	大口町下小口三丁目139番地
大口西児童センター	大口町余野六丁目439番地

(事業内容)

第3条 子育て支援拠点事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 子育て交流事業に関すること。
- (2) 子育て相談事業に関すること。
- (3) 子育てに関する情報の収集及び提供に関すること。
- (4) その他子育て支援に関し必要なこと。

(実施時間等)

第4条 子育て支援拠点事業は、大口町児童館の管理運営に関する規則（平成11年大口町規則第1号）第5条に規定する開館時間に実施するものとし、同規則第6条に規定する休館日には実施しないものとする。ただし、町長が必要と認めるときは、実施日等を変更することができる。

(利用者の範囲)

第5条 子育て支援拠点事業を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 乳児又は幼児及びその保護者

(2) その他町長が必要と認める者

(費用負担)

第6条 子育て支援拠点事業の利用は、無料とする。ただし、町長が必要があると認めるときは、飲食費等の費用の実費を徴収することができる。

(利用手続)

第7条 第5条第1号に掲げる乳児又は幼児及びその保護者が子育て支援拠点事業を利用しようとするときは、あらかじめ、保護者の住所、氏名及び電話番号並びにその乳児又は幼児の氏名及び生年月日を書面により届け出るものとする。

(その他必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則 (平成29年3月29日 大口町告示第23号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。